国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象　次のすべての要件を満たす人

①離職時点65歳未満

②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証または、雇用保険受給資格通知に記載されている離職年月日と離職理由コード（表）で確認できます。

■軽減方法　失業者の前年給与所得を実際の３割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間　離職日翌日の属する月から翌年度末の間

（例）令和３年３月31日～令和４年３月30日に失業した人

国保料＝離職日翌日の属する月から令和５年３月まで

高額療養費負担限度額等＝離職月の翌月から令和５年７月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの　国民健康保険証、雇用保険受給資格者証または、雇用保険受給資格通知

■非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間３年以上、契約更新１回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間３年未満、更新明示ありの場合）
23	契約期間満了（雇用期間３年未満、更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12カ月以上の場合）
34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が６カ月以上12カ月未満の場合）

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証または、雇用保険受給資格通知を破棄されている場合は公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を３割減免します。

■手続きに必要なもの　国民健康保険証、雇用保険受給資格者証または、雇用保険受給資格通知

※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で１カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間　原則年間３カ月以内（医師の意見により最大６カ月まで延長可）

■手続きに必要なもの　国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

国民健康保険で柔道整復師（整骨院 接骨院）による施術を受けられる人へ

柔道整復師による施術は、保険給付対象になるものとならないものがあります。保険給付対象とならない施術を受けた場合には被保険者証は使えませんので、ご注意ください。

保険が使えるとき

▶外傷性のねんざ・打撲（スポーツでのねんざ等）

▶医師の同意がある場合の骨折・脱臼

▶応急処置で行う骨折・脱臼の施術（応急手当後の施術には、医師の同意が必要）

保険が使えないとき（全額自己負担）

▶単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こり・腰痛

▶スポーツや仕事による筋肉痛・筋肉疲労

▶脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術

▶保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの

▶労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷

医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険の医療費は加入者の保険料などで賄われています。柔道整復師に保険の使える範囲を相談し、適切に受診することで医療費の適正化につながります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問国保医療課国保係（☎983-2962）

消費税インボイス制度説明会のご案内

令和５年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の説明会と登録申請相談会が開催されます。

インボイスを発行するためには、税務署への登録申請が必要となるなど、事前の準備が必要です。

参加希望者は、開催日前日の午後５時までに宇治税務署に電話で予約してください。

開催日	番号	時間	内容	定員	場所
11月11日（金）	①	午前10時～11時	◆インボイス制度説明会 ◆登録申請相談会	各回とも20人 ※参加無料。	宇治税務署別館大会議室 （宇治市大久保町井ノ尻60-3） ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
	②	午後２時～３時			
11月25日（金）	③	午前10時～11時			
	④	午後２時～３時			
12月９日（金）	⑤	午前10時～11時			
	⑥	午後２時～３時			
12月23日（金）	⑦	午前10時～11時			
	⑧	午後２時～３時			

※①、④、⑥、⑦のインボイス制度説明会は、消費税の仕組みから知りたい人向けの内容です。

問宇治税務署法人課税第１部門（☎0774-44-4452）

市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

固定資産税（第４期分）、国民健康保険料（第６期分）の納期限は11月30日（水）です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay）、市役所で納付してください（市税等取扱金融機関およびコンビニは、納付書の裏面に記載しています）。また、口座振替をご利用の人は残高の確認をお願いします。

口座振替の申し込みをご希望の人は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関には同依頼書がない場合あり）や税務課へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

納期限までに納付されず滞納となった場合は、督促状（督促手数料100円を加算）を送付後、京都地方税機構に徴収権限を移管します。

問税務課収納係（☎983・2481）

コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。コンビニ等にあるマルチコピー機を使って、案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択し、手順に従って操作してください。

※利用にはマイナンバーカードとカード受領時に設定した４桁の暗証番号が必要です。

■取得できる証明書

令和４年度所得証明書、課税（非課税）証明書

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

※証明年度の１月１日と証明書取得時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。

■サービスの利用時間

午前６時30分～午後11時（土・日・祝日含む）

※12月29日～１月３日とシステムメンテナンス日は利用不可。

■交付手数料　１通300円

※利用できる店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

◆　◆　◆

「税を考える週間」絵画展

11月11日（金）～17日（木）の「税を考える週間」にあわせて「税金でつくられているもの」をテーマに市内小学生が描いた絵画を展示します。

期　間　11月11日（金）～17日（木）
※16日（水）は除く。

場　所　文化センター１階ロビー

問税務課市民税係（☎983-1113）